

「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」の問題点  
—大阪府の担当職員と面談して分かったこと—

阪南大学 下地真樹 准教授

1. 放射性物質の環境中への拡散が必至である。
  - ◆焼却時の排気からの漏洩
    - ・バグフィルターの放射性物質捕集性能は未検証。⇒A
    - ・バグフィルターのない電気集塵機のみでの焼却炉でも焼却を認めている。⇒B
  - ◆焼却時、処分後の排水からの漏洩
    - ・排水からの放射性物質除去については、一切関知していない。⇒C
  - ◆焼却炉内部への蓄積
    - ・焼却炉内部への蓄積については、一切関知していない。
2. 排気、排水の放射性物質濃度の基準が緩すぎる。⇒D
  - ◆焼却時排気の濃度の規制値は・・・セシウム2種合計 「20~30Bq/立米」
  - ◆焼却時・処分後排水の濃度の規制は・・・セシウム2種合計 「60~90Bq/l」
    - ・受け入れた汚染瓦礫に含まれるすべての放射性物質が漏洩したとしても、この基準に違反することは不可能。
    - ・相当高濃度の放射性物質漏洩が発生したとしても、大阪府はこの基準では停止を命ずることができない。
3. 内部被曝の危険性をまったく軽視している。
  - ◆ICRP2007による評価では、内部被曝の影響を軽視し過ぎている。⇒E
  - ◆環境中に漏洩した放射性物質がどのような影響を及ぼすかについて、検討会議はまったく検討していない。
4. 広域処理による汚染拡大のデメリットに見合うメリットは存在しない。
  - ◆大阪府民のメリットはまったく存在せず、デメリットしかない。⇒F
  - ◆岩手県民のメリットについては不透明。⇒G

結論

- ◆本指針は廃棄し、大阪府域での広域処理の受け入れは中止すべきである。
- ◆環境省の広域処理方針そのものを見直すよう提言すべきである。
- ◆岩手県などと連携し、本当に現地が必要とする支援に転換すべきである。

A：新聞記事 2012年1月21日 東京新聞

B：2012年1月18日の市町村向けの説明会にて佃課長補佐が発言。（映像の最初の部分）

C：「基準値内であればよい」との発言を2012年1月17日の交渉にて課長が数回発言。

D：2012年1月17日の交渉にて確認したが、返答できず。（映像の最終部分）

E：2011年12月22日の交渉でも確認したが、担当課長は「内部被曝については不勉強なのでお答えできません」との発言（交渉開始後50分ごろ）  
2012年1月17日の交渉では、「担当課では関知しない、できない」と発言。

F：2011年12月22日の交渉中、「府民のメリットは存在しないですね？」との問いかけに対して、担当課長は「デメリットはほとんど存在しない」と返答。  
デメリットが存在することは担当課長も認めている。  
「これを受け入れるかどうかを決めるのは市民である」から住民説明会の開催を要求したが、拒否。

G：2011年12月22日の交渉中、広域処理以外の代替案（現地焼却処理あるいは非焼却処理）との比較を行っていない旨、担当課長が認める。

#### 映像資料

- ・2011年12月21日 医師団によるガレキ受入れ反対の記者会見

<http://www.ustream.tv/recorder/19293496>

<http://www.ustream.tv/recorder/19294518>

- ・2011年12月22日 担当課長との交渉1回目

<http://www.ustream.tv/recorder/19311826>

<http://www.ustream.tv/recorder/19311877>

- ・2011年1月17日 対担当課長との交渉2目

<http://www.ustream.tv/recorder/19815073>

<http://www.ustream.tv/recorder/19838481>